

湿地の経済価値評価の基本方針

1. 基本的な考え方

- ・ 湿地は、存在する地域、地形・地質、周辺の土地利用等によって、状態やその有する機能は異なるが、一般の国民に理解され、様々な主体が活用しやすいように、可能な限り分かりやすい評価結果とすることを旨とする。
- ・ 一方で、公表した評価結果については、専門的な見地からの批判にも耐えられるよう、評価手法や根拠などについては一定の信頼性を確保することが必要。

2. 評価の対象とする湿地タイプ

- ・ 本検討会で評価の対象とする湿地タイプは、全国規模で面積が把握でき、かつ既存の経済価値評価の事例がある「湿原」及び「干潟」とする。
- ・ 「湿原」の定義及び面積は、第 5 回自然環境保全基礎調査湿地調査（環境省、平成 7 年）を用いる。また、可能なものについては「高層湿原」「中間湿原」「低層湿原」毎に評価を行う。
- ・ 「干潟」の定義及び面積は、第 5 回自然環境保全基礎調査海辺調査（環境省、平成 10 年）を用いる。同定義の干潟には一部、藻場、マングローブ林の面積も含まれるが、底質は干潟であり、干潟としての機能を有しているものとして一体的に捉えることができるため、干潟面積に含めて評価を行う。

参考資料 1 を参照。

3. 評価手法について

- ・ 湿原及び干潟が有する生態系サービス（機能）を整理し、それぞれの生態系サービス毎に単位面積当たりの経済価値を算出し、全国の面積で乗ずることにより、湿原及び干潟の全国的な評価額を算出する。
- ・ 基本的には新たな調査・研究を実施せず、湿原及び干潟に関する既存の経済価値評価の事例を引用し、全国的な経済価値評価として応用することを想定。
- ・ 生態系サービスが定量化されている場合には、適切な代替財を設定して経済価値評価（代替法）することを想定。
- ・ 価値評価が困難な生態系サービスについては、評価における課題を整理する。
- ・ 並行して表明選好法（CVM を想定）による湿地（今回は干潟を対象）の経済価値評価を実施する予定であり、本検討会においてシナリオ案を検討する。

論点

- ・ 湿地の状況（地形、生物相、周辺の土地利用等）により、当該湿地がもたらす生態系サービスの質と量は異なるが、どこまで一般化して全国評価に適用可能か。
- ・ 非利用価値である湿原・干潟の存在価値（あるいは生物多様性保全の価値）を価値評価対象に含めることは妥当か。
- ・ 代替法を用いる場合に、適切な代替財が存在するか。
- ・ 仮想評価法（CVM）やトラベルコスト法（TCM）により算出された評価額を、どのように単位面積当たりの評価額として示せばよいか。

4. 評価結果のイメージ

- ・ 湿原及び干潟について、下記のような表により生態系サービス毎の「単位面積あたりの経済価値（原単位）」を整理し、原単位に面積を乗じて算出した値を日本全国の湿原及び干潟の価値（の一部）として公表することを想定。
- ・ 経済価値評価の算出及び結果の公表に際しては、適切な算出根拠を用いるとともに、湿原や干潟の価値が過小評価されることがないように留意する。特に、今回評価した結果は、湿地が有する多様な生態系サービスのほんの一部であることを強調。

評価結果のイメージ

生態系サービス		湿原の価値 (円/ha)	干潟の価値 (円/ha)
供給サービス	食料		
	原材料		
調整サービス	炭素固定		
	水質浄化		
生息・生育地サービス	存在価値		
文化的サービス	景観		
	レクリエーション		
計			

- ・ 評価可能な生態系サービスの単位面積あたりの価値を合計し、以下のような形で日本全国の湿原、干潟の価値を算出することを想定。
日本全国の湿原の価値 = × (面積) = 億円
日本全国の干潟の価値 = × (面積) = 億円
- ・ 現時点で、経済価値評価が可能と考えられる生態系サービスについては、資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 を参照。

5. 評価結果の活用

- ・ 国民をはじめとする多様な主体に対し湿地の重要性を伝え、湿地の価値を過小評価した開発等が進まないよう、適切な意思決定を行うための基礎的な資料として活用。
- ・ 単位面積当たりの評価額を算出することにより、既存の評価事例がない地域において、対象とする湿地の価値の概算を可能とする。
- ・ 各地域において、今回用いた手法を参考に独自の評価が促進されることが期待される。